

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20221004	株式会社 BELL・LINE(法人番号4021001045870)代表者:平野 昌寅	神奈川県厚木市飯山1566-3	本社	神奈川県厚木市飯山1566-3	輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	労働局からの通報を端緒として、令和4年2月25日、同年3月22日及び同年4月12日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1～3項)、(9)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	18	18
20221004	株式会社 大張(法人番号7060001010283)代表者:宇賀神 貴洋	栃木県鹿沼市千渡468	本社	栃木県鹿沼市千渡478	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年1月19日及び同年2月16日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1～3項)、(3)点呼記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	11	11

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20221011	大王製紙パッケージ運輸株式会社(法人番号8050001018946)代表者:吉田和人	茨城県猿島郡五霞町大字幸主572-8	栃木	栃木県芳賀郡茂木町大字山内字坂下前566-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月12日及び同年8月5日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20221012	有限会社 江原運輸産業(法人番号3070002031637)代表者:江原 光夫	群馬県太田市新田中江田町936	本社	群馬県太田市新田中江田町936	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年12月6日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20221012	根本運送 株式会社(法人番号6070001016421)代表者:根本 正樹	群馬県みどり市大間々町大間々205-5	本社	群馬県みどり市大間々町大間々205-5	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年2月16日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20221017	港町運輸 株式会社(法人番号1011701014121)代表者:齋藤 とも子	東京都江戸川区篠崎町3-1-16	本社	東京都江戸川区篠崎町3-1-16-12	事業停止(3日間)、輸送施設の使用停止(270日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年4月13日、同年10月20日及び同年11月1日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1～3項)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(9)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	35	35

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20221018	小山 聡	栃木県栃木市岩舟町下津原118-14	本店	栃木県栃木市岩舟町下津原118-14	輸送施設の使用停止(200日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年12月8日、令和4年2月18日、同年3月16日及び同年4月14日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1～3項)、(9)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第1項第2号)、(13)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第1項第3号)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(15)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	20	20
20221019	株式会社 弥生トランスポート (法人番号2050002044212)代表者:塚原 みどり	茨城県古河市諸川466-30	本社	茨城県古河市諸川字大日前466-30	事業停止(37日間)、輸送施設の使用停止(317日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第50条第1項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年8月11日、同年8月24日、同年9月2日、同年9月9日、同年10月21日及び同年12月23日、監査を実施。24件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)整備不良車両等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第41条)、(12)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(13)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(14)整備管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第50条第1項)、(15)整備管理者の虚偽届出(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(16)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(17)運送約款の無揭示(貨物自動車運送事業法第11条)、(18)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(19)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(20)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(21)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(22)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第1項第2号)、(23)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(24)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	68	68

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20221025	株式会社 ホシダ陸送(法人番号3070001018362)代表者: 星田 晴幸	群馬県北群馬郡吉岡町下野田1213-2	本社	群馬県北群馬郡吉岡町下野田1213-2	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和3年11月16日及び令和4年3月9日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)	9	9
20221025	株式会社 齊藤豊元社(法人番号9050001001034)代表者: 齊藤 元司	茨城県水戸市東台1-12-16	本社	茨城県水戸市東台1-12-16	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月7日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第58条第1項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和4年10月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20221025	株式会社 千葉スワロートラック(法人番号1011701012835)代表者:藤川 守	東京都江戸川区中葛西3-29-1	本社	千葉県八街市四木1014-3	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年5月12日、佐倉営業所(監査後廃止)に対し監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	2	2
20221026	株式会社 ユーエムサービス(法人番号3011701009334)代表者:門馬 幸夫	東京都江戸川区篠崎町2-11-19-205	本社	東京都江戸川区篠崎町2-11-19-205	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(120日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年1月13日及び同年1月19日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1～3項)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(10)運行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	42	42

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3。(4)但し書き参照)